

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N560
2017・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

〈第16回人権研究交流集会〉

いよいよ開催です！ 人権研究交流集会参加と協力のお願い…………… 大前 治
大阪朝鮮高級学校無償化裁判の意義と課題…………… 丹羽雅雄
晴海オリンピック選手村住民訴訟提起—地価の割で敷地譲渡契約…………… 千葉恵子

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクールの良さとあり方…………… 岡田康平
安倍9条改憲阻止のための全国的な運動を…………… 大山勇一
—改憲問題対策法律家6団体連絡会合宿報告

シリーズ 憲法審査会審議批判⑦

天皇制…………… 菊地智史
ワシントンD.C.でロビーイングをしてきました……え？ なんのために？…………… 久保木太一

2017年度第2回常任委員会（あいち）開催

- ☐ 地元企画「大垣警察署・市民監視事件」の報告
- ☐ オプショナルツアー 江戸の町並みの残る有松・鳴海を訪ねる
- ☐ 青法協常任委員会に参加して
- ☐ 核兵器禁止条約の採択を歓迎するとともに、日本政府に対し具体的な対策を講じるよう求める決議



福建・客家土楼の子ども

第16回

人権研究交流集会「単なる理想か?——憲法の可能性と実現力」(11/25・26 大阪)

いよいよ開催です！ 人権研究交流集会 参加と協力をお願い

第一六回人権研究交流集会
実行委員会 現地事務局長

大前 治

三年半ぶりに開催される青法協の「人権研究交流集会」、いよいよ本番です。一月二五・二六日は、大阪へお集まりください。あらためて集会の魅力をお知らせするとともに、皆様へ参加と協力をお願いいたします。

□一日目 演劇「憲法が起きるまで」

——感動のラストシーンに期待を！

集会の冒頭は、明日の自由を守る若手弁護士のお兵庫支部の皆さんの憲法劇です。

進路を考える高校生、社会の現実に直面する青年たちが、未来と対話しながら憲法を学び成長していきます。圧巻のラストシーンで熱唱される歌詞が感動を呼びます。鑑賞を終えると、あらためて「憲法が起きるまで」というタイトルの意味が胸

に響きます。

各地で講演と公演を重ねているあすわか兵庫の皆さん。地道な学習会や朝の街頭宣伝もロングランで取り組みながら、この憲法劇にも本気で取り組んできました。脚本も演出も演者も一体となった気迫が伝わるステージです。そこから私たちが学ぶことも多いと思います。開始時刻に遅刻せず、ぜひ憲法劇をご覧ください！

□一日目 分科会

——豪華な講師、深い議論！

本紙五五七号からの連載で紹介したとおり、どれに参加するか迷うほど多彩なテーマの分科会が開催されます。あらためて、テ

第16回人権研究交流集会 概要

日時：二〇一七年二月二五日(土)

二六日(日)

場所：大阪府教育会館「たかつガーデン」

地下鉄「谷町九丁目」から徒歩七分
近鉄「大阪上本町」から徒歩三分

*一日目

一三：〇〇～ 全体会 あすわか兵庫の憲法劇

一四：一〇～ 分科会①

一六：一〇～ 分科会②

一八：三〇～ 懇親会

*二日目

一〇：〇〇～ 全体会 シンポジウム

〈分科会のテーマと担当者〉

■11月25日（土）14：10～16：00

「2020東京五輪」を問う — 招致される「非常事態」、五輪ファシズムを迎え撃つために	喜久山大貴（京 都）
ブラック企業、ブラックバイト分科会	清水 亮宏（大 阪）
裁判必勝法 Part 4	北村 栄（あいち）
人権活動のできる法律事務所経営 — 人権擁護の砦を守るために（前半）	指宿 昭一（東 京）
ギャンブル被害のない社会をめざして	吉田 哲也（兵庫県）
保育と裁判— 子どもの最善の利益を守るか	藤井 豊（京 都）
「フクシマ」から見えてくるもの	中島 宏治（大 阪）

■11月25日（土）16：10～18：00

ヘイトハラスメント裁判から見る排外主義・差別主義	金 星姫（大 阪）
ホワイト認証制度について — ブラック企業をなくすために	澁谷 望（あいち）
公共放送のあり方を問う — NHK集団訴訟は何を問いかけるか	辰巳 創史（大 阪）
人権活動のできる法律事務所経営 — 人権擁護の砦を守るために（後半）	指宿 昭一（東 京）
青法協と思想信条の自由（憲法19条）	中平 史（大 阪）
あすわか発！ 憲法カフェの広げ方	遠地 靖志（大 阪）

マと担当者をお知らせします。（左表）

□一日目 夕方 懇親会 & 同期交流会

分科会の終了後は、徒歩移動をして懇親会へ。

全国からの参加者で交流を深めましょう。定員一

二〇名ですので、事前申込みをお願いします。

さらに、一〇年目までの若手会員の皆さんは、期

ごとに開催される同期交流会にご参加ください。

次の幹事の方々から別途お知らせがあります。

*同期交流会（懇親会の後で開催）

幹事の皆さん

六〇期 長瀬信明・谷真介

六一期 喜田崇之 六二期 西川大史

六三期 岩佐賢次 六四期 佐々木正博

六五期 尾崎彰俊 六六期 野条健人

六七期 柳本哲亨 六八期 中井雅人

六九期 岡田康平

□二日目 午前 全体会シンポジウム

二日目は朝一〇時から全体会シンポジウムです。

テーマは「単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力」です。パネラーは次の方々です。コーディネーター・今泉義竜さんの進行で、議論が深まることに期待しましょう！

〈木村草太さん〉

憲法九条関係だけではない多岐にわたる問題意識を発信する気鋭の憲法学者です。「報道ステーション」などテレビにも多数出演。弁護士や研究者を含む法律家への辛口の提言も含めて、忌憚ない指摘に期待したいです。

〈金平茂紀さん〉

TBS「報道特集」キャスター。徹底して「現場」にこだわり「事実」を掘り下げる報道記者として、いま何を思うのか。その立ち位置や視線から

学ぶことは多いと思います。前夜の放送を終えて大阪入りされます。

〈太田啓子さん〉

憲法カフェに取り組み、多くの市民と語り合ってきた太田さん。「何を語るか」だけではなく「どう語るか」「どう広げるか」「どう変化を起こしていくか」を考えて実践してきた経験から、貴重なお話を聴けそうです。

〈猿田佐世さん〉

新外交イニシアティブ（ND）事務局長として奔走する猿田さん。沖縄にもアメリカにも足を運び、市民の声を日米外交や政策形成に活かすため新しいルートを開拓する前人未到の体験から、その意義と展望を学びましょう。

* * *

最後になりましたが、実行委員・分科会担当者・同期交流会幹事の皆さんをはじめとして、多くの方々が集会準備に尽力していただいています。全国では集会の宣伝やチケット販売が取り組まれています。皆様の奮闘に心より感謝いたします。

集会が無事に成功するよう、最後までご協力をよろしく願います。

第16回 人権研究 交流会 あと1カ月

青法協と思想信条の自由（憲法一九条） ——司法修習二三期の先生方から私たちへ

青法協と思想信条の自由分科会

この分科会では、司法修習三期の元裁判官で定年退官されてから弁護士として執務なさっている森野俊彦先生と修習生罷免まで経験された阪口徳雄先生から、当時のこと、そしてその後もずっとと青法協会員として活躍をされてきたことのお話をお伺いします。

司法修習三期では、一九七二（昭和四六）年三月末に、任官志望者中七名（うち六名が青法協会員）が任官拒否されました。熊本地裁の宮本康昭裁判官が再任を拒否されたときもありました。

大阪支部では、支部総会や例会で、森野先生、阪口先生からたいへん貴重なお話をお伺いする機会がありました。先生方のお話を全国の方にも聴いてもらいたい。そう思つて企画しました。仲間

がその思想を理由に排除されようとしている中、ご自身の信条に従つて立場を維持し続けること、また、その後もずっとそうあり続けることがどの

ようなことであるのかお伺いしたいと思います。

現在、たとえばSEALDsの学生さんたちがちよつと興味を持つてデモに参加するようになったら、就職できないと言われたり、勝手に名前を探索されて写真と一緒にSNSに掲載されるなど自分の考え・行動を理由に不利益を被ることが増えて来ています。逆に、政治の世界でも、仕事の世界でも、目上の人の意向を「忖度」しなければ排除される現象が著しくなつてきてはいませんか。大先輩からお話を伺つて、私たち自身、これらの私たちの社会にとつての「思想・信条の自由」（憲法一九条）の意義をご一緒に再考できればと思っています。

（大阪 中平 史）

大阪朝鮮高級学校無償化裁判の意義と課題

大阪 丹羽 雅雄

二 ○一七年七月二十八日午前二時、大阪地方裁判所第二民事部(西田隆裕裁判長)は、

文部科学大臣が原告(学校法人大阪朝鮮学園)に對して二〇二三(平成二五)年二月二〇日付けでした、法律施行規則一条二号ハの規定に基づく指定をしない旨の処分を取り消す、文部科学大臣は、原告に對し、法律施行規則一条二号ハの規定に基づく指定をせよ、との原告全面勝訴の判決をした。この原告全面勝訴の判決は、戦後初めて、司法が良心と法の支配に基づいて、日本国(安倍政権)の差別行政を糾し、国に對して、大阪朝鮮学園への指定を義務付け、生徒達に就学支援金を支給するよう命じた判決であり、民族教育の重要な意義と朝鮮総聯の民族教育への協力についての歴史的役割をも判示した歴史的勝訴判決であった。

二 の判決は、下村文科大臣が大阪朝鮮学園に對して行つた「規則(省令)ハの規定を削除したこと及び同ハの規定に基づく指定に関する規程に基づき、同規程一三条に適合するとは認めるにいたらなかった」とする不指定処分に對して、原告大阪朝鮮学園が被告国を相手に争つた裁判である。省令ハから再委任を受けた指定基準の一つである規程第三三条には、①就学支援金の授業料に係る債権の弁済の確実な充当、②法令に基づく学校の適正な運営が記載されている。

大阪地裁判決は、まず規則(省令)ハの削除の違法性の有無に關して、支給法の趣旨、目的が「経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与すること」であることを判断の基礎に置き、下村文科大臣が法の趣旨、目的とは無関係な「外交的政治的判断」に基づいて本件規定を削除したもの

といふべきであるから、支給法による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と判断した。

次に、原告の規程二三条の適合性に関して、財務諸表等の作成、理事会の開催、大阪府知事の立入検査においても法令違反の行政処分がないことを前提に、国が主張する①債権の弁済の確実な充当の疑念、②教育基本法一六条一項の「不当な支配」の疑念について、国が主張立証した国内外の新聞報道や公安調査庁作成の「回顧と展望」等の全ての事項について、個別判断を行い、いづれも「特段の事情」は認められず、規程二三条の要件を満たすとし、現時点において指定しないことは文科大臣の裁量権の範囲を逸脱、濫用したとして指定を命ずる判決を行った。とりわけこの判決は、「母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとって重要な意義を有し、民族的

自覚及び民族的自尊心を醸成する上で基本的な教育といふべきである。」と判示し、更に、国が主張する教育基本法第二十六条一項の「不当な支配」の有無について、旧一〇条一項及び一六条一項は、戦前の軍国主義的教育の反省に基づいて制定されており、教育に対する権力的介入、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解されるとし、この判断が文科大臣の裁量に委ねられるべきものとするのは、裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項の趣旨に反することになるとして、文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできないと判示している。

大阪府、大阪市による大阪朝鮮学園への補助金不交付裁判（現在高裁に係属）もまた、橋下維新政治によって朝鮮学校を狙い打ちとした極端な政治、外交的理由に基づく「四要件」を具体化した「要綱適合性」に関する裁判である。「支給法」と自治体の「補助金要綱」という法規範性の相違点はあるが、子ども達の教育への権利や教育の機会均等という平等原則への侵害（差別行政）という点では同一の背景と原因を有する。

（一）の判決の意義は、判決当日の判決言い渡し報告集会での大阪朝鮮高級学校二年生女

生徒の次の発言に端的に表れている。

「街にあふれるヘイトスピーチ、高校無償化の裁判、補助金の裁判と私たちが朝鮮人として生きていくことが、こんなにも難しいことなのか、また、純度一〇〇%でないとのけ者にされるような、そんな最近のニュースをみながら、本当に不安が大きくなるばかりでした。今日、裁判を聞きながら、私たちは手を握り合って、抱き合って泣きました。やっとな、やっとな私たちの存在が認められたんだ。私たちはこの社会で生きていいんだとそんなふうに言われている気がしました。この大阪が、日本が、そして、世界が、偏見や差別がなく、みんなが平等で、当たり前の人権が守られる世の中になることを願っています。そして、私は、そんな世の中を創っていく一員になるべく、これからもウリハッキョに通っていきます。私は、この大阪で、日本で、ウリハッキョに通う在日コリアンが本名で堂々と生きる、どこの国、どこの民族の一員であつても堂々と生きていける、いろんな人が助け合って生きる、そんな、そんな素晴らしい社会が来ることを強く願い、そのための架け橋のような存在になりたいと思っています。」

現

在、高校無償化裁判は、東京、愛知、大阪、広島、福岡の全国五か所で争われている。このうち、二〇一七年七月一九日での広島地

裁での裁判（原告は学園と生徒らで行政訴訟と国賠請求）は、原告広島朝鮮学園の完全敗訴（現在学園は控訴）となり、大阪朝鮮学園の裁判（行政訴訟）は完全勝訴（国は同年八月二〇日付で控訴）となった。東京の裁判（原告生徒らの国賠請求）は、本年九月二三日に敗訴判決が言い渡され、愛知及び福岡の裁判（いづれも原告生徒らの国賠請求）は、訴訟継続中である。司法は、良心と法の支配に基づき、独立して、行政権力による民族的マイノリティの子ども達の民族教育への権利侵害や差別行政に対して、毅然として司法の本質的役割を果たさなければならない。

高校無償化裁判は、あらゆる差別、排外主義に抗い、すべての子ども達の教育への権利を非差別・平等に保障し、日本と東アジアに人権の尊重と平等で平和な共生社会を創り出す裁判でもある。そのためには、当事者、弁護士、支援連帯する市民とのより広く深い、顔の見える「つながり」を創り出さなければならない。現在と未来を共に生きるすべての子ども達の良き隣人として。

（大阪朝鮮高級学校無償化訴訟弁護団長）

晴海オリンピック選手村住民訴訟提起

— 地価の一割で敷地譲渡契約 —

東京 千葉 恵子

1

二〇一七年八月一七日、都民三三人はオリンピック・パラリンピック東京大会の選手村整備に関して東京都が特定建築者二社と都用地について総額二九億六〇〇〇万円で譲渡するとする契約を結んだことなどの一連の行為について違法かつ不当な低廉価格による売却処分による損害の賠償請求などをするように東京都知事に求める訴訟を提起しました。

2

本件の土地は銀座から近い晴海にあるにもかかわらず、坪約三〇万円で譲渡されています。価格は近隣相場の約一〇分の一です。都用地を処分するにあたっては、条例又は議会の議決（地方自治法二三七条二項）東京都財産価格審議会での評価（東京都財産価格審議会条例二条一項）などが必要ですが、本件ではありません。

都は再開発の手法で行っているので、これらの規定は適用除外である（都市再開発法一〇八条二項）と主張していますが、再開発法上の土地の価格についての規制（都市再開発法八〇条）も受けていません。再開発法における規制が機能していないのは、地権者、施行者、認可権者という再開発事業では本来複数、別人であるそれぞれの立場の人が、本件では都が全ての立場を兼ねていることによるものです。都の一人三役なのです。

地方自治体施行ではなく、個人施行で行っていること、地権者全てが転出するということと合わせて再開発では例を見ない手法です。地方自治体施行で行う場合には、認可権者が国土交通大臣となるところを、個人施行で行うことにより、認可権者が東京都となります。さらに地方自治体施行の場合には、施行規定は条例で定めなければなりません。個人施行で行う場合には条例で行う必要があります。

地権者全て（都一人）が権利床取得を望まず、転出することから、実態としては、都が大手デベロッパーに土地を直接、相場の一割で、しかも国土交通大臣のチェックや議会のチェックなどなく、短期間で譲渡契約までなした、と言いうるものです。

官製談合防止法二条の問題もあります。

3

二〇一七年五月一九日に監査請求を行いました。

六月二五日、監査委員が請求人二人、代理人一人の意見、整備局の担当者から意見を聞きました。そして、七月一八日に監査結果ができました。内容は、請求人の主張には理由がないという不当なものでしたが、

① 本件事業を第一種市街地再開発事業（個人施行）で実施することに伴い、都が、地権者、施行者、認可権者の三つの役割を併せ持つことによ

り、本件土地の処分を巡る一連の手続が、中立的かつ公正な監視や牽制の下で行われたいとの懸念を生む状況が生じたので、都には内部牽制体制の構築や、事業手法決定に関する情報開示などについて、通常以上の対応が求められる。

② 本件事業の今後の実施に際しては、これまで以上に透明性の確保に努められたい。

このような意見がついたのは、監査委員が手続、内容に問題があると感じたからです。

監査では、担当局である整備局への調査、国土交通省に対する調査、不動産会社からの意見聴取

もなされました。

4 監査結果が出てから三〇日以内に訴訟の提起をしなければならず、八月一七日の提訴となりました。

都民の財産である土地の売却は適正な価格でなされるべきです。

また決定過程において判断の前提となる情報をしっかりと都民に開示して、議論を十分にしていし、適正な手続を経て決定をすべきです。

さらに、東京オリンピックに関しましては、多額の費用負担をどうするのかということから、費用は

どのように抑えていくかという議論がなされています。支出をどうやって抑えるか、という議論をしている中で、費用にあてることとなる土地の売却費を不当に安くすることは不合理です。

オリンピック村の敷地譲渡の問題についてはこれまで住民が、情報開示、調査、問題を知らせるなどの活動をしてきました。そして、住民（都民）による監査請求をするにあたり、都民だけでなく広く呼びかけをして晴海選手村土地投げ売りを正す会が結成されました。

訴訟、会へのご支援を宜しくお願いします。

ロースクールの良さとあり方

京都 岡田 康平

1 ロースクールを選んだ理由

私の出身校は、北海道の国立ロースクール（以下、単に「出身校」という）である。京都出

身で北海道とは縁もゆかりもない私が出身校に進学したことにはいくつかの理由がある。

一つ目の理由として、出身校が法科大学院（全国統一適性試験（以下「適性試験」という）の

成績を重視しなかった点が挙げられる。私が法科大学院を受験した年も、適性試験が法科大学院入試の足切りとして機能していただけでなく、多くの法科大学院が適性試験の成績と法律科目（未修は論文）の成績等を総合的に評価して受験者の可否を判断していた。しかし、出身校は、適性試験の成績を一次審査の段階でしか考慮せず、一次審査を経た後は、純粹に法律科目の成績で可否を決めるシステムを採用している。適性試験の成績と法曹としての適性との間に相関関係はないと考えていた私は、同システムを採用していた出身校に共感し、出身校に目を向けるようになった。

ロースクールの実情と 法曹養成

す。教授の授業の質は極めて高く、入学前は理解できなかった分野についても深い理解を得ることができた。また、授業後のフォローも手厚く、どの教授も納得がいくまで丁寧に質問に答えてくださった。某教授に出身校の授業の質が高い理由について尋ねたところ、教授同士が定期的に集まって講義

二つ目の理由として、良好な学習環境が整っていた点が挙げられる。北海道の快適な気候に加え、院生には二四時間利用できる自習室が割り当てられ、単に有名なだけでなく、「教える」能力に長けた教授が多く在籍するという出身校の情報は、京都の大学でも話題になっていた。

もちろん、司法試験の受験資格の付与も私がロースクールへの進学を考えた理由の一つではあるが、それ以上に前記二つの理由が、私が出身校への進学を決意した大きな要因であった。

2 ロースクールでの学習

出身校に入学する前から出身校の学習環境

に対する期待は高かったが、実際の学習環境はそれを上回るものであった。出身校に在籍

の練習をしているとのことであった。私は、院生の学習のために努力を惜しまない教授陣の姿勢に感銘を受け、お世話になった教授に良い報告がしたいと思い、日々の勉強に勤しんだ。

出身校の同期は皆仲が良く、勉強会を開いて論文の答案を添削し合うなどして切磋琢磨していただけて、教授や実務家教員を招いてお花見をしたり、ジンギスカンパーティーをしたりして、有意義な時間を共有していた。

確かに、受験直前期は出身校内の雰囲気はピリピリすることもあったが、心強い教授陣とかけがえのない同期がいる良好な学習環境の中で法曹に必要な知識や能力をじっくりと養うことができたと感じている。

3 あるべき法曹養成制度

昨今のロースクールに対する風当たりは厳しい。もともと、出身校でなければできなかったであろう貴重な経験をし、弁護士になるための礎を築くことができた私個人としては、ロースクールは法曹養成にとって重要な役割を果たすものであり、法曹に不可欠な能力を一定の時間をかけて涵養する教育機関として今後も存続させていくべきであると考えている。

しかし、法曹志望者の経済的問題は無視できない。ロースクールの学費に加え、十分な給費が支払われない中で司法修習を受けなければならぬことによる経済的負担は、ロースクールの入学者数のみならず法曹志望者数の減少に拍車をかけている。法曹養成制度を充実化させ、法曹界に優秀な人材を確保するために、ロースクールにおける給付型の奨学金制度の拡充や司法修習生に対する給付金の増額が必須であると考えられる。

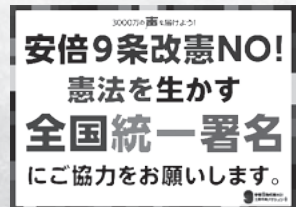
また、ロースクールを修了した私の同期に対し、ロースクールに進学した理由を尋ねたところ、ほとんどの同期が「司法試験の受験資格を得るため」と回答した。これは、ロースクールに司法試験の受験資格の付与以外の魅力を感じていない者が多いことの証左である。ロースクールを単なる受験資格付与機関にするのではなく、法曹になることを検討している者に「私はこのロースクールで学びたい!」と思わせる魅力のある教育機関にすることが、理想的な法曹養成の姿であると思われる。

安倍9条改憲阻止のための全国的な運動を

— 改憲問題対策法律家6団体連絡会合宿報告 —



憲法委員会委員長 大山 勇一



本年（二〇一七年）八月二日、一三日に、埼玉県飯能市において、改憲問題対策法律家六団体連絡会（当部会も構成メンバー）の夏季合宿が行われた。この合宿が企画されたのは、憲法施行七〇周年を迎えた今年五月三日に、安倍首相が「自衛隊の九条加憲」を発表したことに端を発する。この改憲案が何をもたらすのか、ねらいはどこにあるのかについて討議し、法律家団体としてどのように行動すべきか、幅広い国民の運動をどう広げるかについての認識を共有するために、各団体から四〇名近くが集まった。

— 「安倍九条改憲」の憲法上の意味

合宿第一日目の初めに、山内敏弘氏（橋大学名誉教授）から「九条加憲論」の問題点について講演がなされた。自衛隊の実態に照らせば、憲法九条二項とは相容れないのであるから、三項に自衛隊を書き込むことで二項は空文化することになると述べ、このことは「後法は前法を廃する」との法格言からも明らかであるとする。また、政府は従来の「自衛力」概念に変更は加えないと述べているが、もともと「自衛力」論は自衛隊違憲論を回避するために考え出された論理であることから、自衛隊が憲法上認知されればおのずとその制約は外されることになると指摘した。

また、自衛隊加憲のもたらす波及効果、すな

わち自衛隊が「公共性」を帯びることによって生じる国民の日常生活への影響について、具体的な指摘がなされた。安保法制（戦争法制）の合憲化はもちろんのこと、徴兵制や徴用制の制度化、軍機密の拡大、自衛隊のための強制的な土地収用、軍事費の増大など、その効果は多岐にわたるといふ。軍事費の増大が容認され、軍事・産業・学問の共同体も形成されることになる。

なお、「立憲主義を取り戻すためにも自衛隊の存在を明記すべき」との議論に対しては、立憲主義を損なってきた責任は政府の側にあると指摘しつつ、そもそも日本国憲法下での立憲主義は平和主義と結びついた「立憲平和主義」である点に特色があるのであって、これを損なう改憲は容認できないと強調した。

二 「安倍九条改憲」と安全保障外交

次に浅井基文氏（元広島平和研究所所長）から、安倍九条改憲と日本の安全保障政策について講演がなされた。まず憲法九条は、ポツダム宣言に基づき軍国主義の徹底排除を貫くために置かれたものである以上、「国家としての自衛権」は放棄されており、「武力による平和」という立場は許されないと説明がなされた。また、国際社会における二一世紀の安全保障環境は、相互依存が強まり、人間の尊厳や民主主義が普遍的価値として認識さ



山内教授の講演に熱心に聞き入る参加者
～まるで「寺子屋」みたいとの声も

も核の傘も」という曖昧さを払拭し、対米軍事協力政策を撤回するとともに、非核三原則を徹底して「核の傘」依存政策を

れるなどの要因から、脱パワーポリティクスへと向かうと述べた。

核開発やミサイルの発射などを行っている北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）については、他国を攻撃する意思はないために脅威ではないと明確に説く。北朝鮮の核ミサイルは「報復」（デタランスの本義）のために存在するのであって、「脅威」（「攻撃する意思」と「攻撃する能力」）には当たらないと言う。アメリカなどの強大国の攻撃的軍事戦略に身構えざるをえない弱小国にとって、「報復」のために核開発を進めようとするのはやむをえない事情があるとし、アメリカの核戦略を断念させない限り核兵器廃絶への途は展望できないとする。

改めるべきであると強調した。

三 「安倍九条改憲」を阻止するための全国的な運動づくり

二日目は高田健氏（戦争させない・九条壊すな！ 総がかり行動実行委員会）から、安倍九条改憲を阻止するための全国的な市民運動をどのようにに作り上げるかについて講演がなされた。

高田氏は、二〇一五年の安保法制（戦争法）反対のために生まれた「総がかり行動」をさらに発展させて安倍九条改憲を止める必要があるとし、従来の運動をさらに大きく広げた「総がかりをこえる総がかり」運動を提起した。具体的には「安倍九条改憲NO！ 全国市民アクション」を結成して世論を喚起するとともに、二〇一八年通常国会までに安倍九条改憲阻止を求める三〇〇〇万人署名を集めると述べた。また、立憲野党（民進党、共産党、社民党、自由党）と市民連合との連携や法律家の果たす役割が重要であるとした。

四 まとめ

今回の合宿は、安倍九条改憲が早ければ二〇一八年通常国会にて発議されかねないという情勢を受けて、急ぎよ企画された。それにもかかわらず全国から多くの方が参加されたのは、講師の魅力と緊迫した情勢ゆえであつたろう。また、講師の

ほかに、青井未帆氏、稲正樹氏、浦田賢治氏、小沢隆一氏、清水雅彦氏、新倉修氏、三輪隆氏など多くの憲法、政治研究者が参加し、質疑応答も活発になされたことでさらに討議も豊かなものとなった。

この合宿中に、同連絡会に対して、新しく誕生する「安倍九条改憲NO！ 全国市民アクション」の賛同団体、運営団体への参加が求められ、各団体で討議した結果、いずれも受けることとなった。市民からの期待の大きさを感じる。同連絡会は、これまで以上に全国の市民と連携し運動の一翼を担うことになるが、とりわけ全国各地に支部があり会員が旺盛に活動している当部会にはさらなる期待がかけられている。

この原稿執筆時（九月二七日）は、衆議院が解散され総選挙が迫っている時期であるが、総選挙の結果がどうであれ安倍九条改憲の動きに抵抗していくための運動は続くことになる。

【追記】二〇一七年一〇月六日、改憲問題対策法律家六団体連絡会は、緊急アピール「自公・希望・維新など改憲推進派にNOの審判を！ 改憲を許さない法律家六団体アピール」を発表、改憲問題に関するパンフも配付された（青法協HPに掲載）。

天皇制

東京 菊地 智史

1 はじめに

二〇一七年六月八日の衆議院憲法審査会では、主に天皇制について議論がなされた。今回も、トンドモ議論を切つてゆきたい。

2 元首？

自民党の根本匠議員は、「天皇が……象徴天皇としての役割を果たされ、あるべき姿をお示しになられた」と述べつつ、「国民が敬愛し、国家及び国民統合の象徴としての地位を元首と考えて、こうした実態に合わせて、天皇を憲法上元首と位置づけるということもあり得るのではないでしょうか」と述べている。そして、共産党の赤嶺政賢議員が言及するように、自民党の改憲草案では「天皇は、日本国の元首」と定めている。従つて、天皇を元首として憲法に規定することは、ひとり根

本議員の個人的な欲望ではなく、自民党内である程度のコンセンサスを得た、党としての集合的な欲望であるといつてよいだろう。

他方、民進党岸本周平議員は、「元首」という言葉の定義として「内治、外交の全てを通じて国を代表し、統治権を掌握している存在」という見方があることを示し、「天皇をあえて憲法において法的に元首と規定することは、誤解を招くおそれがある」と指摘する。

岸本議員のいうとおり、「元首」という言葉が多義的である以上、天皇を「元首」とすれば諸外国から「誤解を招くおそれ」があることは確かである。そのようなおそれをあえて享受してまで、天皇を憲法上「元首」と規定する理由はない。実際に、根本議員も上記提案をしているものの、「元首」と規定する差し迫った必要性があるとは述べていない。

必要性がないのに憲法を改変することは許されない。従つて、根本議員を含む自民党の「元首派」の人々の議論は、不毛ではない。

3 「愛国者」であるならば……

同じく自民党の鬼木誠議員は、発言の冒頭から「日本国憲法が、天皇の神聖性、正当性が語られない憲法となっていることに歴史の断絶を感じます」と、ネトウヨ的な珍妙な言説を展開している。歴史の断絶をいうのであれば、古来より複数の「クニ」や「藩」が存在していた日本列島が内戦を経て一個の近代国家として突如再編成された明治維新こそ、まさに「断絶」といふべきではないか。

また、鬼木議員は、「日本の歴史において天皇とはどういう存在だったのか、私達日本人が改めて学ぶべきときが来ている」という。鬼木議員が、南北朝時代以後醍醐天皇が策謀を巡らし二つの皇統が同時に併存した歴史的事実を学んでいるのかは甚だ疑問であるが、天皇とはそういう存在でもある。鬼木議員には、南北朝時代の混乱を活写した歴史小説の一つの到達点である『楠正成』『道誉なり』『悪党の裔』（ともに北方謙三著）あたりを読むことから勉強を始めることを勧めたい。

更に、鬼木議員は、「神話を忘れた民族は滅びる」という格言を紹介し、日本神話の重要性を強調する。しかし、仮に「日本民族」というものが存

在すると仮定すると、これが「滅び」に最も近づいたのは、先の大戦における徹底的な敗北の時点であろう。そして、この敗北の大きな要因となつたのは、神話に基づく精神主義であつたことは明らかである。上記格言が仮に正しいものであったとしても、神話を忘れた事による「滅び」より、神話を重んじすぎたが故に来る「滅び」の方が「日本民族」にとってより身近で切実な問題なのである。鬼木議員が自らを「日本民族」の存続を望む愛国者だと考えているのであれば、まずは、神話の過剰な尊重・これによる精神主義の撲滅を説いて回るべきである。

4 常連の維新・足立議員は今回もエンジン全開だが

度重なるトンデモ発言で本連載の常連となつた感のある日本維新の会・足立康史議員であるが、今回も飛ばしている。

民進党の辻元清美議員の若き日の著書から、皇室について「生理的にいやだと思わない？ ああいう人たちとか、ああいうシステム、ああいう一族がいる近くで空気を吸いたくない」という一文を引き、「憲法遵守義務のある国会議員となつた後も、何の弁明も無く長年にわたつて憲法審査会の幹事として要職にあるということは、私は適当でないと考えています」というのである。これに

つき、辻元氏は当時とは考えが変わつたと弁明している。しかし、足立議員は、国会議員の憲法遵守義務をいうのであれば、ネット番組における安倍首相の「みっともない憲法ですよ、はっきり言うて」という発言に言及しないのはなぜだろうか。民進党憎しなのか、政権与党に不興を買いたくないのか、定かではないが、あまりに一方的に過ぎるというべきだろう。

ただし、今回の足立議員は、珍しく真つ当な発言もしている。天皇の譲位を認める一代限りの特例法に言及し、「皇室典範と一体をなすものとし

て、今後の皇位継承に当たつて事実上の規範として機能するべき」だといふのである。天皇制については青法協会員の中にも様々な考え方があると思うが、少なくとも高齢により特殊な立場における執務を退きたいと希望した一人の個人の希望は最大限尊重されるべきであることへの異論は少ないと考える。そして、今後同様の希望を持つ天皇が現れた際には、同じようにその希望が尊重されるべきであることについても、同様だろう。

たまには整合的な発言もするんだな、と少々びつくりした次第である。

今後の日程

【常任委員会】

*第3回

2017年11月26日(日) 大 阪

*第4回

2018年 3月 2日(金)～ 3日(土) 北陸・金沢

【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日) 京 都

【第16回人権研究交流集会】

2017年11月25日(土)～26日(日) 大 阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

11月14日(火) 16時～ 青法協本部

【修習生委員会】

11月16日(木) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

11月27日(月) 18時～ 青法協本部

フンペントロウでロビーイングをしました ……え？ なんのために？

東京 久保木太一

一 ワシントンD.C.で ロビーイングをしました

私は、新外交イニシアティブ（ND）の活動として、九月二日から九月一六日までの約一週間、ワシントンD.C.に行ってきました。

ロビーイングに対する米国議員・議員補佐官の反応はすこぶる良好であり、渡米前に想像していた以上の成果を手にする事ができました。日本に戻ってきた私は、冷めやらぬ興奮と熱狂を同志に伝えるため、青法協のメーリングリストに訪米報告を連日投稿しました。

二 同期からの問い

後日、メーリスで私の訪米報告を見た同期が、私に真顔でこう問いかけました。

「久保木君、なんのためにアメリカに行ったの？」

この質問をされたとき、同期の本心がすぐには分かりませんでした。なぜなら、私は訪米報告で、「今回の訪米は、日本の再処理をフリーハンドで認めている日米原子力協定が二〇一八年七月で三〇年の満期を迎えることを契機に、米国政府・議員・専門家に日本の実情について知ってもらい、日米間で日本の再処理政策について議論をすべきであることを訴え、その具体的な方策を探ること」と記載したことをもって、訪米目的は説明し尽くしたつもりだったからです。しかし、同期からよくよく話を聞くと、そもそも「再処理」とはなんなのか、「日米原子力協定」とはなんなのか、という知識が原発問題に関心のある人の中でも共有されていないことが分かりました。

そこで本稿では、訪米活動のテーマとなった「プルトニウム問題」とはなんなのかを、簡潔に説明したいと思います。

三 最初からトイレを作る気なんて なかった

原発は「トイレなきマンション」と例えられることがあります。原発を稼働すると、使用済み核燃料という有害なゴミ、しかも何百万年も毒性の消えないゴミが出るにもかかわらず、日本ではそのゴミを捨てる場所が用意されていないという問題です。マンションを作るのにトイレを作らないなんてとんだ設計ミス、とんだ瑕疵物件だと思われるかもしれません。しかし、実は「トイレなきマンション」ができてしまったのは、決してトイレの付け忘れではないのです。原発導入時、「核燃サイクル」というすごい技術によって、原発からはゴミが出ないと考えられていたため、トイレは不要だと考えられていたのです（つまり、アイドルは〇〇〇しないもん！的な発想で、原発はゴミを出さないもん！と考えられていたということです）。

四 核燃サイクルという夢

核燃サイクルは夢のような技術です。なぜなら、核燃サイクルがうまくいけば、原発から出たゴミ（使用済み核燃料）を再利用することができ、しかも、再利用によって、使ったものよりも多いエネルギーを取り出せるからです

核燃サイクルを回すために必要不可欠な施設があ

ります。「高速増殖炉」です。そうです。アナウンサー泣かせの囁みやすい言葉として有名なアレです。

高速増殖炉は、読んで字の如く、エネルギーを「増殖」させる施設です。高速増殖炉で発電をすれば、エネルギーを取り出せば取り出すほど増えていくため、「永久」に発電し続けることができそうです。魔法のようですね。

しかし、結果として、日本の高速増殖炉計画は頓挫します。去年(二〇一六年)の二月、度重なるトラブルを受け、高速増殖炉もんじゅが廃炉となることになりました。

世界的に見ても、高速増殖炉計画は見捨てられつつあります。アメリカ、ドイツなどの大国は、とつくに計画を放棄しています。技術的に見て、高速増殖炉は実用化することが困難なのです。

五 夢を諦めきれない日本

去年末、日本はもんじゅを廃炉することを決めたのですが、実は高速増殖炉計画自体はまだ放棄していません。諦めたらそこで試合終了なので、意地でも夢にしがみつこうとは少年漫画的には望ましいのですが、この往生際の悪さがさらなる問題を生み出しています。

高速増殖炉以外にも、核燃サイクルに欠かせない施設があります。「再処理工場」です。日本だと、青森の六ヶ所村に六ヶ所再処理工場が存在し

ます。再処理とは、原発のゴミである使用済み核燃料から、プルトニウムを分離する技術です。

プルトニウムは高速増殖炉の燃料の素になる物質です。つまり、核燃サイクルは、再処理工場と高速増殖炉の両方セットで初めて成り立つことになります。

実は再処理工場も技術的難点を持っているのですが、それはさておき、今一番の問題は、もんじゅが動いていないにもかかわらず、再処理だけを行ったがために、日本に用途のないプルトニウムが四七トンも溜まってしまっていることです(「プルトニウム問題」)。

プルトニウムは核兵器に転用可能であり、四七トンのプルトニウムからは原子爆弾五〇〇〇発以上を作れると言われています。

六 日本が核武装を疑われる?

日本の政治家は核兵器を持ちたいとは思っていないでしょう(一部保守系の政治家の発言を見ていると疑わしくもなります)。しかし、日本の隣国たち(中国、韓国、北朝鮮)はそうは思いません。日本が大量のプルトニウムを保有している以上、近い将来に日本が核兵器を持つかもしれないと警戒し、自国の核開発、軍備強化へのインセンティブを持つことになります。日本のプルトニウム保有が、東アジアの安全保障環境を悪化させ

ているのです(「核のドミノ」)。

しかも、日本は現在稼働停止している六ヶ所再処理工場を、来年を目処に再稼働させようとしています。六ヶ所村再処理工場が再稼働すれば、一年間で約四七トンのプルトニウムがさらに増えることとなります。高速増殖炉計画の頓挫によって、核兵器以外に用途のないように見えるプルトニウムが、スモモの木の下で冠に触れるどころの騒ぎではありません。

七 でもアメリカは無関係でしょう? いや、関係大アリ

今回の訪米団のロビーイングの主たる目的は、日本のプルトニウム保有をこれ以上増やさないために、六ヶ所再処理工場の再稼働を止めることでした。

「六ヶ所再処理工場を動かすことがオカシイのは分かるけど、それってアメリカに言ってもしょうがない?」という声がどこからか聞こえてきました。良い質問です。

実はアメリカは関係大アリです。

なぜなら、日本が現在再処理を行っているのは、日本とアメリカとの間の「日米原子力協定」において、アメリカが日本に対して、自由に再処理することを認めるという「特権」を与えているからです。アメリカは様々な国と原子力協定を結んで

いますが、日米原子力協定のように、フリーハンドで再処理を認めているのはレアケースです。

傍若無人に六ヶ所再処理工場を再稼働できるのも日米原子力協定のおかげであり、裏を返せば、核不拡散の観点から、日米原子力協定の中身を変えたり、協定の外側に監視の枠組みを作ったりす

ることによって、アメリカは六ヶ所再処理工場の再稼働に対して文句が言える立場なのです。

さらになんと、日米原子力協定は、来年の七月に満期を迎えます（二〇一八年問題）。つまり、タイミング的に、今が日米原子力協定を見直す千載一遇のチャンスなのです。

私が訪米活動をしてきたのは、そういうたわけです。

なお、この問題につき、岩波ブックレット『アメリカは日本の原子力政策をどうみているか』、新曜社『（決定版）原発の教科書』に新外交イニシアティブの一員として執筆しております。

青年法律家協会弁学会合同部会◎決議

核兵器禁止条約の採択を歓迎するとともに、 日本政府に対し具体的な対策を講じるよう求める

1 核兵器禁止条約の先進性

二〇一七年七月七日、ニューヨークで開かれていた国連会議（核兵器の全面廃絶のために核兵器を禁止する条約交渉会議）にて、核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）が二二カ国・地域の賛成多数により可決された。本条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、委譲、使用のみならず、核兵器を使用するとの威嚇までを禁ずるものであり、また「援助し、奨励しまたは勧誘すること」も禁止している（二条）。

このように核兵器を全面的に違法化した本条約は、核兵器の完全な廃絶のために非常に有効であり、後述する核拡散防止条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons NPT）等の従来の枠組みから一歩も二歩も踏み込んだ内容となっている。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、核兵器廃絶のための重要な前進とみて、本条約の採択を心より

歓迎する。

2 被爆者の果たした大きな役割

この国連会議には世界各国の市民団体とともに日本からも多くの被爆者が参加し発言した。本条約の前文には「被爆者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意する」とあり、被爆者が耐え難い犠牲となつたことに思いが寄せられている。また、七〇年余にわたつて世界に警告してきた被爆者の活動は、核兵器全面廃絶を推進するための「市民的良心の役割」を果たしたと大きく評価された。

採択後に行われた四〇か国近くの政府代表発言では、歴史的な条約採択をたたえあうとともに、日本の広島・長崎の被爆者が核兵器の非人道性を不屈に訴えてきたことへの感謝が述べられた。

3 核兵器禁止条約に対する核保有国等の反応

ところが、核保有国、実質的核保有国等の諸国は、

本条約の交渉に参加しなかった。不参加だった国は、核保有国であるアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国、実質的核保有国であるインド・パキスタン・北朝鮮・イスラエル、そして米国の「核の傘」の下にあるとされる日本や韓国、その他NATO諸国である。

核保有国は、核兵器を「管理」し、「不拡散」を目指すNPTによる安全保障を主張し、核兵器の「廃絶」まで踏み込もうとしない。その動機は、本条約採択を受けて発表された米・英・仏の共同声明に見られるような、「核抑止力」の重視にある。また、実質的核保有国も、「核抑止力」を重視しているとみられる。

4 日本政府の立場

本来であれば唯一の戦争被爆国である日本は、本条約採択のためにリーダーシップをとるべきところ、逆に核兵器を保有している諸国と同様、本条約の交渉にすら不参加であった。条約採択をうけて、別所浩郎国連大使は「署名することはない」と言い、世界の失望と批判を招いている。

日本政府の公式な立場は、岸田文雄外相（当時）の発言から要約すると以下のとおりとなる。

すなわち、①国際的な安全保障においては「核抑止力」が重要である、②また、会議には、現実に核兵器国の出席がないことから、本条約は核兵器保有国と非保有国の対立を深める可能性がある、③したがって、日本政府は本条約に署名せず、NPT等従来の枠組みの中で核兵器の廃絶を目指す、というものである。

このように、「核抑止力」重視という点では核兵器保有国の論調に追随し、特に保有国と非保有国の対立を深める可能性を指摘し、本条約をむしろ否定的な文脈で見るのが、日本政府の立場の特徴といえよう。

5 日本政府が果たすべき役割

「核抑止力」による安全保障は、際限のない軍拡競争を誘発するとともに、ひとたび核兵器が用いられれば、非人道的な大量殺戮がもたらされ国際秩序も破壊されるなど、全世界的に取り返しのつかない惨禍が想定されるという点で、現実的なものではない。我が国の安全保障を真剣に考えるのであれば、近隣諸国との外交関係の悪化をまずは解決するべきである。アメリカの「核の傘」の下で徒に近隣諸国を刺激することは、安全保障上、むしろ悪影響を与えている。

そして、我が国の被爆者が想像を絶する苦しい経験に基づいて、核兵器禁止条約に署名を求めている。日本政府はその声にしっかりと応えるべきである。

本条約の採択に大きな役割を果たしたエレン・ホワイ特議長（コスタリカ）は、核兵器を保有していない国々の参加からNPTが始まったことを踏まえ、「当初は核兵器保有国がNPTに加入することなど考え

られなかった。しかし、世界が変われば、状況も変わるものです」と指摘したが、まさしく、被爆者や市民団体が核兵器禁止の大きな国際世論を作り上げることで、核兵器保有国が賛同していないという状況は変えることができる。

当条約の調印は本年九月二〇日から始まる。唯一の戦争被爆国である我が国は、悲惨な戦争体験への痛切な反省から生まれた憲法前文、九条の理念を踏まえ、積極的な役割を果たすべきである。

6 核兵器廃絶に向けて

当部会は、日本政府に対し、核兵器禁止条約に調印することはもちろん、核兵器保有国と非保有国の橋渡しの役割を担い、核兵器保有国が本条約の枠組みに参入するよう働きかけることを強く求める。

そして、当部会に所属する会員も、被爆者や多くの市民とともに核兵器廃絶に向けた取り組みを今後、力強く進めてゆくことを決意する。

二〇一七年九月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二 回 常 任 委 員 会

【訂正】本紙九月号の「法曹養成問題の新局面①⑥」の追記（二八頁）に、本年度司法試験結果を合格率順に上位から列記した中で、東北大（二位）が抜けていました。（立松彰）

編集後記

▼某国の大型漁船がサンマを根こそぎ獲つていくため、日本の漁獲量が減少し、値段が高止まりしていた。北海道の水揚げ回復により、昨日のスーパーでは漸く一〇〇円を切った。▼いつもは焼いて終わりなのだが、毎回同じでは芸がないと、今回は三枚におろして出汁に酒、醤油、甜菜糖を加えて煮立たせた甘辛い醤油だれで味付けすることにした。骨取りをしてフライパンで軽く両面を焼いてタレを投入、一煮立ち後に味をなじませて完成。▼五歳の娘は、絵本の落語の目黒のさんまの話が好きで、何度も読み聞かせていたが、お殿様が親戚の家でサンマが食べたいというので、料理人が手を掛けすぎてサンマをまずくしてしまうシーンを思い出した。焼き魚にしたときは、目黒の秋刀魚だよ〜と嘘をついて娘に食べさせていたが、「サンマは目黒に限る」の落ちを付けられてはと思い、今回は、目黒の秋刀魚だよ〜、と言うのは止めた。おいしいと言って私の分まで食べていた。

（高木宏行）